

## 新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>法第33条《譲渡所得》関係</b></p> <p>(有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定)</p> <p><b>33-6の4</b> ……、<u>法人の分割、株式分配</u>(法人税法第2条第12号の15の2《定義》に規定する株式分配をいう。以下この項において同じ。)又は組織変更により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項、第37条の11第3項又は第37条の14の3第1項から第3項まで《合併等により<u>外国親法人株式等</u>の交付を受ける場合の課税の特例》の規定により……、<u>法人の分割、株式分配</u>又は組織変更により取得した有価証券を除く。)の取得の日は、……。</p> <p>(注) 1 ……。</p> <p>2 ……。</p>	<p style="text-align: center;"><b>法第33条《譲渡所得》関係</b></p> <p>(有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定)</p> <p><b>33-6の4</b> ……、<u>法人の分割又は組織変更</u>により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項、第37条の11第3項又は第37条の14の3第1項若しくは第2項《合併等により<u>外国親法人株式</u>の交付を受ける場合の課税の特例》の規定により……、<u>法人の分割又は組織変更</u>により取得した有価証券を除く。)の取得の日は、……。</p> <p>(注) 1 ……。</p> <p>2 ……。</p>